

女性と子どもの人権を守る エンゼルランプ 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会（以下「本会」という。）は、「女性と子どもの人権を守る エンゼルランプ」と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を徳島市中洲町1丁目35番地の1に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、ドメスティック・バイオレンス（以下「DV」という。）によって傷ついた女性や子ども（以下「被害者」という。）に対して、安全の確保、心身の健康の回復、自立の支援等の事業を行うとともに、一般市民に対してDVの根絶に向けた啓発に関する事業を行い、もってDVを許さない社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被害者の安全の確保、心身の健康の回復及び自立の支援のための事業
- (2) 被害者に関する各般の問題についての相談事業
- (3) DVの防止及び被害者の支援のための調査研究、提言、啓発及び人材育成に関する事業
- (4) 被害者支援のためのネットワーク形成事業
- (5) 前各号に附帯関連する一切の事業

第3章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 正会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書を提出し、代表の承認を得なければならない。

(会費)

第7条 会員は、毎年、次に掲げる金額を会費として納入しなければならない。

- (1) 正会員 年間5000円
- (2) 賛助会員 個人 年間3000円、団体 年間10000円

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき

- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき
 - (4) 除名されたとき
- (除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、運営委員会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) 本会の運営する施設を利用する被害者やその支援に携わる者の安全を脅かすおそれがあるなど、当該会員を本会の運営に参加させることが本会の目的に照らして不適當であると判断されるとき

第4章 役員及び事務局員

(種別及び定数)

第10条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1人
 - (2) 副代表 2人以上
 - (3) 監事 1人以上
- (選任等)

第11条 代表、副代表及び監事は、総会において選任する。

2 監事は、代表、副代表、運営委員又は本会の事務局員を兼ねることができない。

(職務)

第12条 代表は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(任期等)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第14条 この会則で定めた役員員数が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(事務局員)

第16条 本会に、事務局長その他の事務局員を置く。

2 事務局長その他の事務局員は、代表が任免する。

第5章 総会

(種別)

第17条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第18条 総会は、正会員（総会開催日の前々月の末日時点で正会員となっている者に限る。以下、この章において同じ。）をもって構成する。

(権能)

第19条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) その他本会の運営に関する重要事項

(開催)

第20条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 運営委員会が必要と認め招集の請求をしたとき
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
- (3) 監事が本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見し、これを総会に報告するために監事から総会の招集があったとき

(招集)

第21条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表が招集する。

2 代表は、前条第2項第1号又は第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第22条 総会の議長は、代表がこれに当たる。

(定足数)

第23条 総会は、正会員総数の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第24条 総会における議決事項は、第21条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第25条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決を委任した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（表決委任者がある場合にあっては、その数を付記する。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 運営委員会

(構成)

第27条 運営委員会は、運営委員をもって構成する。

2 運営委員は、代表が任免する。

(権能)

第28条 運営委員会は、この会則で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第29条 運営委員会は、毎月1回開催する。ただし、緊急の必要性があるときは、この限りではない。

(招集)

第30条 運営委員会は、代表が招集する。

(議長)

第31条 運営委員会の議長は、代表がこれに当たる。

(議決)

第32条 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第33条 各運営委員の表決権は、平等なるものとする。

2 運営委員会の議決について、特別の利害関係を有する運営委員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第34条 運営委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 出席した運営委員の氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- 2 議事録には、議長が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第35条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第36条 本会の資産は、代表が管理する。

(事業計画及び予算)

第37条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表が作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第38条 本会の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第39条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 解散

(解散)

第40条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 正会員の欠亡

2 前項第1号の事由により本会が解散するときは、総会において正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(残余財産の帰属)

第41条 本会が解散したときに残存する財産は、解散時の総会の議決で定めた方法をもって処分する。

第9章 雑則

(細則)

第42条 この会則の施行について必要な細則は、運営委員会の議決を経て、代表がこれを定める。

附 則

- 1 この会則は、本会の成立の日から施行する。
- 2 本会の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

| | |
|-----|--------|
| 代表 | 上地 大三郎 |
| 副代表 | 河野 南代子 |
| | 石田 邦子 |
| 監事 | 中山 まき子 |
- 3 本会の設立当初の役員の任期は、第13条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2009年の通常総会までとする。
- 4 本会の設立当初の事業計画及び収支予算は、第37条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本会の設立当初の事業年度は、第39条の規定にかかわらず、成立の日から2009年3月31日までとする。